

第 1 回検討会における主な宿題〔議事録抜粋〕

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 売り買いという形式を「プレゼント+献金」と置き換えることによって改正消契法による取消しを免れているのではないか。2018 年改正以降、結局、この靈感商法の取消権は行使されているのか、その行使によってどれぐらい物事が解決されているのかということ进行分析する必要がある。
- (b) 実際に売り買いのパターンで取消権が使われた事例がどれぐらいあるのか、売り買いではなくて「プレゼント+献金」の置き換えパターンで実際に取消権行使にトライをされた事例や実際にそれが認められた事例があるのか。

(2) 特定商取引法

- (c) (上記の「プレゼント+献金」の置き換えに関し) 仮に契約と捉えることが難しいパターンの場合、商取引と捉えることによって特商法の新類型として設置し得るのかどうか、それを考えたときの法律上の論点とかはどのようなものがあり得るのか。
- (d) インターネット通販などは今のデジタルインターネット通販にちゃんと対応した法律となっていないのではないか、今の通販の基本はインターネット経由だということを考えると、そこに合わせて変えていく必要がある。

(3) いわゆる寄付の位置付け

- (e) お賽銭とか、献金とか、お布施とか、神道では御玉串という言い方もするが、言葉の問題ではなくて、そういうものがどういう契約構造になっているのか。寄附行為ということになれば、寄附は何らかの目的でするわけだから、公開性とか、その寄附をどういう形で使ったのかという議論にもつながりやすいのですけれども、無主物先占論だと、そういう議論にはつながらない。
- (f) 「プレゼント+献金」の置き換えのパターンについて、消費者契約法における契約と捉え得るのかどうか、捉え得るとしたらどういう場合に捉えるのか。

(4) その他

- (g) 特定の宗教法人がルール違反を繰り返す時には、質問権や報告徴収権や、場合によっては事業停止や解散命令請求と紐付けるというルートも考えられる。
- (h) 靈感商法のみならず「靈感商法等の悪質商法への対策」を考える委員会であるということで、もう少し広い視野で法改正も考えていく必要がある。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

- (i) 靈感商法の啓発や消費者教育といったものが十分であったのか、なかったのかということはとても重要。消費生活センターや国民生活センターもこの靈感商法の啓発が十分であったかなかったかということは考えないといけない。
- (j) 消費者トラブルの未然防止や解決のために、トラブル情報を伝えること、消費生活センターの存在を知っていただくことが課題。そういう意味では、個別の注意喚起を行うとともに、幅広い世代への消費者教育がとても重要。

3. 相談対応に関する事項

- (k) 本人よりも周りのほうが被害相談も多いはず。そうなると、私たちは誰を当事者として捉えていくのか、今までの法律でそれができるのかというところが気になる場所なので、是非その辺も検討していただきたい。
- (l) 被害相談はどういうものがあるのかといったときには、消費生活センター、国民生活センター、あるいは、消費者庁に来る相談だけでは全部を拾い切れない。こういった相談窓口でどういう相談が来るのかということは調査が必要。
- (m) 相談窓口を国だけで置くことが本当に正しいのかどうか、民間に委託することも必要。
- (n) カルト、セクト側から見たときに、見え方が中立的な窓口もとても大事なので、そういう窓口の設置方法とかも含めて、検討していただきたい。

4. その他

- (o) 消費者庁がどうしてもできないということであれば、関係省庁連絡会議が既につくられているので、そのメンバーを通じて働きかけていくことはとても重要。
- (p) 検討会で行われた議論を各省庁で持ち寄ってもらって、各省庁でできることはそこでやっていただきたい。

(※) 第1回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。